

## 平成30年度国民健康保険料率について

## 1. 平成30年度標準保険料率について

- 平成29年度保険料（モデルケース）より **22,400円増加する。**

- 主な設定内容

- 賦課割合

均等割：平等割 = **60：40**

※単身世帯の負担が増加する。

応益割（均等・平等）と応能割（所得）の割合

= **1：0.8～0.827**

※所得割の負担が減少し、均等・平等割の負担が増加する

- 被保険者数

大阪府 204万9,127人 寝屋川市 5万7,608人

- 国の追加公費分

1,700億円の内960億円を算入（大阪府分61億円）

※残額は激変緩和措置等として活用

- 滞納保険料

3か年平均の60%

- 賦課限度額

上限89万円

・医療給付費分

上限54万円

・後期高齢者支援金等分

上限19万円

・介護保険料分

上限16万円

## 2. 激変緩和措置について

## 【大阪府の激変緩和措置】

- 寝屋川市への激変緩和措置額 **3億2,637万8千円**

※賦課割合等は標準保険料率と同じ設定

- 平成29年度保険料（モデルケース）より **3,500円減少する。**

※モデルケースでは減少となるが、応益割（均等・平等）と応能割（所得）の割合の影響により、**約91%の世帯は増加する。**

## 【本市の激変緩和措置】

大阪府の激変緩和措置に加え、本市の激変緩和措置として、**平成29年度保険料率と同率まで引き下げるとともに、従前の市独自減免を継続する。**

- 平成29年度保険料（モデルケース）と**同額**

- 激変緩和措置に必要な財源 **3億1千万円**

※財政運営安定化基金を繰入

- 賦課割合 均等割：平等割 = **70：30**

応益割（均等・平等）と応能割（所得）の割合 = **1：1**

- 市独自減免の継続に必要な財源 **2億円**

※一般会計から繰入

## 【激変緩和措置期間の保険料等】

今回の標準保険料率や当初賦課時（6月）の被保険者数・総所得等を参考に激変緩和措置期間中の保険料や市独自減免制度のあり方等を示した「国保財政安定化計画（平成31年度～平成35年度）」を平成30年度に策定します。